

財関第 1115 号
平成 16 年 10 月 25 日

各税関長 殿

財務省関税局長 木村 幸俊

医薬品等の個人輸入の取扱いについて（協力依頼）

今般、個人輸入された経口中絶薬の不適切な使用による健康被害等が発生している状況に鑑み、厚生労働省医薬食品局長から別添のとおり依頼があったので、今後当分の間、「薬事法又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等の通関の際における取扱い等について」（昭和 57 年 4 月 26 日付蔵関第 471 号）の適用については、これにより実施されたい。

薬食発第1022005号

平成16年10月22日

財務省関税局長 殿

厚生労働省医薬食品局長

医薬品等の個人輸入の取扱いについて（協力依頼）

外国で製造・販売された医薬品の個人使用目的での輸入については、昭和57年4月8日薬発第363号厚生省薬務局長通知（以下「基本通知」という。）に基づき、要指示医薬品等に相当するものについては1ヶ月分以内の少量であれば輸入者自身が個人使用する場合に限りいわゆる薬監証明の書類の提出がなくても輸入を認めているところでありますが、個人輸入された経口中絶薬の不適切な使用による健康被害等が懸念されているところであります。

上記のような状況にかんがみ、輸入に関しては、平成16年10月29日より、下記のとおりその取扱いを改正することとしますので、当該輸入に係る通関手続きにつきましては、本通知によられたく、特段のご配慮をお願いします。

記

個人使用目的で輸入される医薬品のうち、別紙に記載する製品については、基本通知別添2「薬事法又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等の通関の際における取扱要領」2-(2)-ウの(ア)に規定する「特段の書類の提出がいないもの」として取扱わず、その数量の如何に関わらず、2-(2)-ア「厚生労働省確認済みの輸入報告書の提出を必要とするもの」として取り扱う。

別紙

| 販売名 | 一般名 | 製品内容 | 目的（作用） | 原産国 |
|------------------------|--------------------------------|------|---------------------|-----|
| ミフェプレックス (Mifeprex) | ミフェプリストン (RU:486 Mifepristone) | 6錠 | 中絶 (黄体ホルモンの分泌抑制) | 米国 |
| ミフェジン (Mifegyne) | ミフェプリストン (RU:486 Mifepristone) | 6錠 | 中絶 (黄体ホルモンの分泌抑制) | E U |
| 息隠 (米非司酮片) | ミフェプリストン (RU:486 Mifepristone) | 6錠 | 中絶 (黄体ホルモンの分泌抑制) | 中国 |